

中期計画変更の手続きと変更事由について

1. 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画の変更手続き

○地方独立行政法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【地方独立行政法人法第26条第1項】

○設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。【同法第26条第3項】

○設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

【同法第83条第3項】

2. 地方独立行政法人奈良県立病院機構から、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、平成28年1月28日付けで、中期計画の変更認可申請がありました。知事は 評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経た上で、認可手続きを行うこととなります。

(1) 変更内容 短期借入金の限度額

(2) 短期借入金の限度額を超える時期 平成28年4月

(3) 変更理由

地方独法化後2ヶ年の赤字の累積により、病院機構の運営資金が不足しており、次年度の短期借入金が限度額を上回る見込みであるため。

(4) 新旧対照表

変更後	変更前
VI 短期借入金の限度額 8,000百万円を限度とする。	VI 短期借入金の限度額 4,000百万円を限度とする。